

認可外保育施設を利用する保護者の皆様へ

令和6年10月1日から

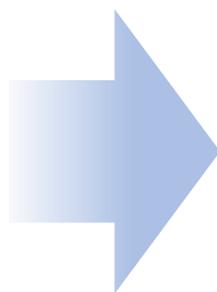
指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、

保育の無償化の対象外になります



令和6年9月まで

届出を行っている  
**すべて**の  
認可外保育施設が対象



令和6年10月から

届出を行っている  
**指導監督基準を  
満たした**  
施設のみが対象

指導監督基準を満たした施設は  
大分市のホームページで確認できます

大分市の認可外保育  
施設一覧はこちら



- ◆ 現時点で無償化の対象施設であっても、今後**指導監督基準を満たさなくなった場合は無償化の対象施設でなくなる**ことがあります。ご利用の施設が無償化の対象施設であるかどうか定期的にご確認ください。
- ◆ 認可外保育施設を利用することもが保育の無償化を受けるには、以下の両方が必要です。
  - ① 利用する施設が**指導監督基準を満たした施設**であること
  - ② 施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けていること
- ◆ 3歳から5歳までのこどもは**月額3.7万円**まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは**月額4.2万円**までの利用料が無償化されます。

認可外保育施設に関するお問い合わせはこちら

大分市 保育・幼児教育課（大分市役所 別館3階）

☎ 097-585-6015 E-mail : hoikuyojikyoiku@city.oita.oita.jp

保育の無償化の申請に関するお問い合わせはこちら

大分市 子ども入園課（大分市役所 別館3階）

☎ 097-537-5789 E-mail : kodomonnyuen@city.oita.oita.jp

大分市役所周辺地図

